

## 京都市「たばこ」に関する取組について

### 1 受動喫煙防止対策

#### (1) 改正健康増進法について

##### ア 概要

「健康増進法の一部を改正する法律（以下「法」という。）」が、平成30年7月25日に公布され、令和2年4月1日から施行された。法においては、これまでの「努力義務」から、規定する命令に違反した者等については、所要の罰則規定（過料）が設けられている。

##### イ 法の内容

###### (ア) 基本的な考え方

- ・ 「望まない受動喫煙」をなくす
- ・ 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ・ 施設の類型・場所ごとに対策を実施

###### (イ) 法の体系

**別紙1**のとおり。

#### (2) 法を受けての本市の取組

本市においては「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」及び法に基づき、「受動喫煙防止対策のより一層の推進に向けて、法に定める対策が遵守されるよう徹底して取組を進める。」「受動喫煙による健康影響が大きい妊産婦、子ども、病気の方等、特に配慮が必要な方の受動喫煙を無くす取組を進める。」という基本的な考え方のもと、これまでから、実効性のある様々な取組を進めてきた。令和3年度の主な取組は以下のとおり。

#### <令和3年度主な取組>

取組概要	取組詳細
京都市受動喫煙防止 対策相談・届出専用 窓口の運用 (令和元年7月～)	<p>市民や事業者からの相談や問合せに対応するとともに、既存特定飲食提供施設の経過措置制度に関する届出の受付をはじめ、違反事案等の通報があった場合には、施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、助言や指導等を行った。</p> <p>※ 運用状況については<b>別紙2～4</b>参照</p>

<p>飲食店、 アミューズメント施 設、 コンビニエンスストア における 監視・指導の実施 (令和2年2月～)</p>	<p>令和2年2月から、改正法の施行に向け、施設への監視・指導体制を整備した。市内の飲食店やアミューズメント施設（ゲームセンター、カラオケボックス、パチンコ店など）、コンビニエンスストアにおいて、施設の受動喫煙防止対策の措置状況の調査を行うとともに、必要に応じて法制度の周知や法に基づく措置を講じるよう助言・指導する取組を行った。</p> <p>※ 実施状況については<b>別紙5</b>参照</p>
<p>新規開業飲食店への 啓発チラシ作成</p>	<p>新規に開業する飲食店については、経過措置制度が適用されないことから、「原則屋内禁煙」としなければならないことから、啓発チラシを作成（<b>別紙6</b>参照）し、営業許可取得時に標識と合わせて配付している。</p>
<p>市政広報板を活用した 受動喫煙の防止の啓発 (令和2年5月～)</p>	<p>路上喫煙対策と連携し、市内約10,600箇所にある市政広報板へ、市内全域での路上喫煙の禁止と喫煙時における周囲への配慮やマナー等を啓発するポスターを掲示し、受動喫煙の防止等を訴求した。</p>
<p>受動喫煙防止のP R動 画作成及びY o u T u b eでの広告配信 (令和3年9月1日～ 9月14日)</p>	<p>家庭内における受動喫煙防止を啓発するためのP R動画を作成し、Y o u T u b eの広告として配信した。</p> <p>広告の概要欄に、本市のたばこ対策に係るホームページのURLを掲載し、受動喫煙の防止を図るとともに、禁煙のきっかけづくりとなるよう工夫した。</p>

## 2 喫煙防止対策及び禁煙支援

### (1) たばこ対策支援者研修会について

たばこ対策に係る支援者（本市職員及び関係機関）に対し、支援者がたばこに関する正しい知識及び活用できる指導方法を習得することを目的に研修会を開催している。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大状況を受け中止。

現在、令和4年度の開催に向けて計画中である。

### (2) 未成年者の喫煙防止

#### ア 喫煙防止教育（防煙教室）の実施

喫煙や受動喫煙による健康被害に関する知識を普及し、未成年者の喫煙を無くすことや、「たばこは吸わない」という意識を定着させることを目的とし、京都府医師会、NPO法人京都禁煙推進研究会、京都市教育委員会と協力して実施。

#### ＜喫煙防止教育の経年実施状況＞

	種別/年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度 (見込み)
学校数 (延)	中学	36	30	35	18	26
	高校	6	3	2	0	0
	合計	42	33	37	18	26
生徒数 (延)	中学	4,761	3,647	4,713	2,882	3,262
	高校	658	337	34	0	0
	合計	5,419	3,984	4,747	2,882	3,262

#### イ 未成年者向け防煙パンフレットの配布

たばこの害を未成年者にわかりやすく記載したパンフレットを市立中学校を通じて配布（年間約 10,000 冊）。

### (3) 妊産婦の喫煙防止

	ベースライン (2017 年度)	目標値 (2022 年度)
「妊娠中」の喫煙の割合 ※母子健康手帳の交付時アンケート結果	3.9%	0%
「出産後」の喫煙の割合 ※京都市乳幼児健康診査時に実施しているアンケート	4.9%	0%

- 保健福祉センターにおける妊産婦や子育て中の親を対象とした母子保健事業（母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、プレママ・パパ教室等）や家庭訪問等の機会において、受動喫煙の害などの正しい知識の普及啓発や禁煙に関する保健指導を実施。

### (4) 成人喫煙率の減少の取組

喫煙者の割合 ※国民生活基礎調査(20 歳以上)	ベースライン (2017 年度)	目標値 (2022 年度)
男性	27.0%	16%
女性	9.9%	7%

- 保健福祉センターにおける肺がん検診等での禁煙パンフレットの配布や、大学での献血時におけるパンフレット等の配布により、広くたばこの健康への影響について普及啓発。
- 禁煙支援薬局、禁煙外来、インターネット禁煙マラソン（インターネットを活用した禁煙支援プログラム）をホームページに記載し、禁煙を推進。
- 禁煙対策を保健福祉センターの地域における健康づくり事業の重点取組項目に指定し、各地域の特性に合わせて喫煙者への禁煙支援などを実施。  
※ これまで特定健診会場及び胸部検診時に喫煙者に対し、短時間禁煙支援を実施していたが、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、集団検診が中止となったため、令和3年度からは各区役所・支所において、肺がん検診受診対象者等に短時間禁煙支援を実施している。

## 3 令和4年度の取組について

### (1) 法に基づく本市の取組

- 令和4年度においては、これまでの監視・指導等の取組結果として、受動喫煙に関する問合せや通報件数が一定落ち着いてきた現状を踏まえ、

効率的・効果的に取組を進めるため、事業規模（予算）の見直しを図る。そのうえで、「京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口」を継続して運営するとともに、各施設への通報対応を継続して実施し、法に基づく受動喫煙防止対策の更なる徹底を進める。

- ・ また、市政広報板へのポスター掲示や母子健康手帳交付時における対面での啓発等を継続して実施することにより、喫煙時における周囲への配慮（配慮義務）やマナーの向上等にも引き続き取組む。

## (2) 喫煙防止対策及び禁煙支援

コロナ禍においても、たばこ対策に関わる市職員及び関係機関職員への支援者研修の開催をはじめ、地域における健康づくり事業（アウトリーチ事業）においても重点取組項目に設定し、未成年者、妊産婦、成人まで、あらゆるライフステージに合わせた喫煙防止の普及啓発活動を引き続き実施する。また、喫煙者に対して短時間禁煙支援やインターネットを活用した禁煙マラソンをホームページに記載し、喫煙及び受動喫煙の防止、禁煙の推進に向けての取組を継続して行う。

## \* 参考

### 【路上喫煙対策について（文化市民局）】

#### ○ 「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」

路上喫煙等による身体及び財産への被害防止並びに健康への影響の抑制を図るため、平成 19 年 6 月に施行された。

平成 19 年 5 月 29 日	条例の制定
平成 19 年 6 月 1 日	条例の施行
平成 19 年 11 月 1 日	路上喫煙等禁止区域（以下「禁止区域」という。）の指定 (河原町通、四条通等 10 の通り)
平成 20 年 6 月 1 日	禁止区域での違反者に対し、1,000 円の過料処分を開始
平成 22 年 7 月 1 日	禁止区域の拡大（市内中心部 約 16.5 km）
平成 24 年 2 月 1 日	禁止区域の拡大 (京都駅地域、清水・祇園地域 約 27.4 km)

#### ○ 京都市路上喫煙等に係る過料処分件数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R3 12 月末時点
過料 処分 件数	2,754	5,638	6,794	4,380	2,968	2,225	1,632	1,095	886	825	424	297

#### ○ 京都市路上喫煙率について(%)

場所/調査時期	平成 19 年 7 月～9 月	平成 23 年	平成 31 年	令和 2 年 4 月	令和 3 年 4 月	令和 3 年 10 月
		12 月	2 月			
市内中心部	0.68	0.08	0.01	0.05	0.02	0.02
京都駅地域	—	0.33	0.01	0.13	0.01	0.00
清水・祇園 地域	—	0.11	0.02	0.16	0.07	0.01

※路上喫煙率：1 時間当たりの通行者に占める喫煙者の割合

平成 31 年 2 月調査から調査点を 30 地点から 60 地点に変更し、  
平日と休日の各 1 日、昼間と夕方に定点調査を実施している。

# 【別紙1】

## 改正健康増進法の体系

### 子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設 第一種施設
- ・病院、診療所 等
- ・行政機関の庁舎 等

### ○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年  
7月1日  
施行

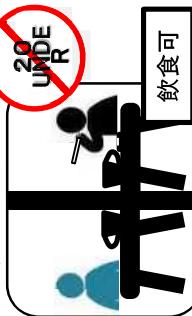
### 上記以外の施設 \* 第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送事業船舶、鉄道
- ・国会、裁判所 等

### ○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択

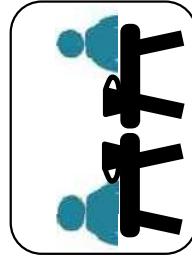
#### 加熱式たばこ専用の 喫煙室設置（※）



#### 屋内禁煙 喫煙専用室設置（※）



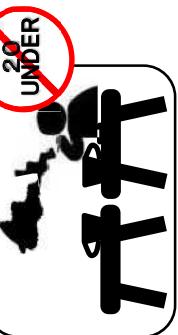
#### 屋内禁煙



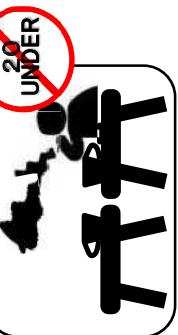
経営判断等

#### 室外への煙の流出防止措置

#### ○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

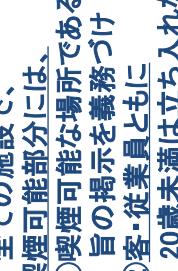


#### ○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

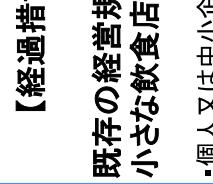
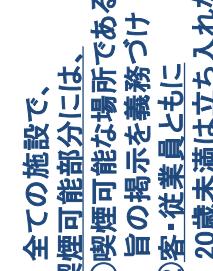


or

#### ※ 室外への煙の流出防止措置



2020年  
4月1日  
施行



#### 【経過措置】

#### 既存の経営規模の 小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100m<sup>2</sup>以下

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立ち入りは可能。

#### ○ 喫煙目的の施設

- ・喫煙を主目的とする施設
- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店・公衆喫煙所

#### ○ 施設内で喫煙可能（※）

### 屋外や家庭など

2019年  
1月24日  
施行

### ○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。  
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

## 【別紙2】

## 京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用状況

(令和3年12月末時点)

&lt;月別件数&gt;

(速報値)

年度	月	相談・問合せ	通報	届出
令和元年 (7月～)	計	1,758	11	1,342
	月平均	195.3	1.2	149.1
年度	月	相談・問合せ	通報	届出
令和2年度	4月	493	21	515
	5月	116	16	67
	6月	127	21	85
	7月	110	16	88
	8月	82	18	67
	9月	68	20	24
	10月	65	14	24
	11月	57	21	39
	12月	48	15	30
	1月	42	9	17
	2月	31	10	28
	3月	63	16	90
	計	1,302	197	1,074
	月平均	108.5	16.4	89.5
年度	月	相談・問合せ	通報	届出※
令和3年度	4月	59	27	44
	5月	28	11	13
	6月	29	8	6
	7月	32	13	2
	8月	28	12	1
	9月	27	8	0
	10月	46	13	8
	11月	27	8	3
	12月	23	8	1
	計	299	108	78
	月平均	33.2	12.0	8.7
通算合計		3,359	316	2,494
通算月平均		112	10.5	83.1

※届出は変更及び廃止の件数は含まない

## 【別紙3】

## 令和3年度 相談・問合せ内容の内訳（令和3年12月末時点）

順位	分類	主な内容	件数	%
1	法制度	・法における屋外・屋内の定義について ・電子たばこの取扱いについて	73	24
2	経過措置制度	・既存特定飲食提供施設の要件について ・移転する際、届出の再提出は必要か	71	24
3	標識がほしい	・営業再開に伴い、再度標識がほしい ・禁煙／喫煙専用室の標識がほしい	19	6
4	意見・要望	・監査指導員について	14	5
5	その他	・通報結果の問合せ ・法制度の周知について	13	4
6	受動喫煙に関する相談	・職場での受動喫煙被害の対策について ・マンション階下からのたばこの煙について	13	4
7	喫煙専用室の設置基準	・技術的設置基準について ・喫煙室設置の届出は必要か	13	4
8	路上喫煙関連	・市内公衆トイレ周辺でのタクシー運転手の 喫煙について ・公衆喫煙所を利用しない喫煙者について	9	3
9	助成金関連	・助成金窓口を知りたい ・助成の対象について	2	1
相談窓口受の通報案件			72	24
			合計	299

## 【別紙4】

## 令和3年度 通報内容の内訳（令和3年12月末時点）

順位	分類①	分類②	主な内容	件数	%
1	法令違反	喫煙禁止場所における喫煙	・公衆トイレの中で喫煙している ・病院や薬局敷地内で喫煙している	41	38
2	配慮義務	配慮義務違反	・店舗前での喫煙（店内に煙が蔓延） ・たばこ販売店の店先で客が路上喫煙をしている	39	36
3	法令違反	喫煙器具・設備等	・一般企業の敷地内、屋内該当場所に灰皿が設置されている	24	22
4	法令違反	標識の掲示	・標識なく屋内で喫煙している ・禁煙の標識があるのに屋内で喫煙している	3	3
5	法令違反	喫煙場所への20歳未満の者の立入	・経過措置対象はわかるが、子どもがいようが構いなしで分煙もない	1	1
合計				108	

## 受動喫煙防止対策に係る監査・指導の実施結果

## (1) 調査対象施設

(平成30年調査に回答した店舗及び経過措置制度に関する届け出を提出した店舗)

- ① 飲食店
- ② アミューズメント施設
- ③ コンビニエンスストア

## (2) 調査期間：令和2年2月～令和3年12月

## (3) 調査結果

	飲食店	アミューズメント 施設	コンビニ エンスストア
調査対象	14,278件	191件	683件
調査済み	14,198件	189件	683件
禁煙	7,352件	51.8%	49件
喫煙可能室（全部）※1	2,698件	19.0%	—
喫煙可能室（一部）※1	90件	0.6%	—
喫煙専用室※2	146件	1.0%	81件
指定たばこ専用喫煙室※3	18件	0.1%	0件
喫煙専用室及び 指定たばこ専用喫煙室	18件	0.1%	15件
閉店／休業／不通※4	3,873件	27.3%	14件
その他※5	0件	0%	30件
			15.9%
			324件
			47.4%

※1 飲食店の場合、経過措置制度に関する届け出をすれば、既存特定飲食提供施設として喫煙可能な場所で

ある旨を掲示することにより店内喫煙が可能となる（既存事業者、資本金、面積等の条件あり）

※2 喫煙専用室：一般的な事業者が施設屋内的一部に設置可能な喫煙室

※3 指定たばこ専用喫煙室：指定たばこ（加熱式たばこ）のみ喫煙可能な喫煙室

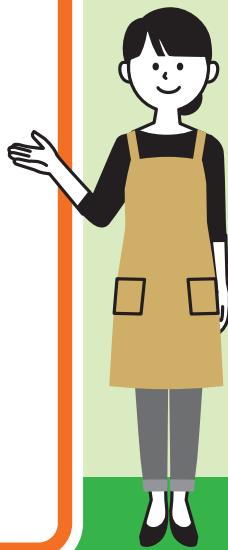
※4 不通：電話番号不明や普通、1回以上訪問勝2回以上架電するも連絡が取れない店舗等を含む

※5 その他：店内は禁煙だが、屋外に灰皿が設置されていた店舗含む

# 飲食店を経営する皆様へ

令和2年4月1日から

**屋内は原則禁煙となりました。**



健康増進法の改正により、多くの人が利用する施設、飲食店等は**原則屋内禁煙**となりました。

屋内に喫煙可能な場所を設ける場合には、たばこの煙の流出を防止するための、必要な設置基準を満たした「**喫煙専用室**」や「**加熱式たばこ専用喫煙室**」の設置が必要です。

※「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とされております。

**受動喫煙対策を行う際の支援策として、財政支援制度が整備されています。**

## [財政支援] 受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。  
詳しくは右記二次元コードからホームページをご参照ください。



## [財政支援] 生衛業受動喫煙防止対策助成金

上記助成金の対象とならない生衛事業者の方は、右記二次元コードからホームページをご参照ください。



京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

# 「喫煙室設置」の際に必要な事項

## ①たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を遵守しているか。

- i 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ii たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

技術的基準についての詳細はこちらをご覧ください。  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor10>

## ②喫煙室の標識及び喫煙室設置施設等の標識を掲示しているか。

## ③20歳未満の者を立ち入らせていなか。

## ④喫煙場所を定めるときに望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しているか。

※ 施設の屋外でも配慮が必要です。

どんな場所、どんな時でも  
喫煙を行う場合は、  
周囲の状況に  
配慮が必要です。



受動喫煙対策推進マスクット  
けむいモン

### 喫煙専用室



喫煙専用室  
Designated smoking room

흡연用施設

専用吸烟室

20歳未満の方は立入禁止

妊娠婦の方の立入りもご遠慮ください

「喫煙」には、加熱式たばこを

吸うことも含まれます

### 喫煙専用室あり



喫煙専用室あり  
Designated smoking room available

흡연用施設 有

有専用吸烟室

「喫煙」には、加熱式たばこを

吸うことも含まれます

### 「喫煙室」の出入口の標識

### 「施設」の出入口の標識

## その他、遵守事項

# 20歳未満の方は、喫煙可能エリアへは立入禁止に



20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙室へは一切立入禁止となります。たとえ従業員やアルバイトであっても立ち入らせることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙室に立ち入らせた場合、施設の管理権原者等は指導等の対象となります。

## 喫煙器具・設備の撤去



喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。

## 広告・宣伝

喫煙室設置施設の営業について広告または宣伝するときは、喫煙室設置施設であることを明らかにしなければなりません。

そのため、ホームページや看板等の媒体において、広告または宣伝を行う場合は、明瞭かつ正確に表示するようにしてください。

### 違反時には罰則が科せられる場合があります(一例)

喫煙禁止場所  
での喫煙  
(加熱式たばこを含む)  
【対象】すべての人

最大30万円  
以下

喫煙禁止場所  
に灰皿等を設置  
【対象】施設管理権原者

最大50万円  
以下

## 既存特定飲食提供施設について

以下の3つの要件全てを満たす飲食店は、届出をすることで「既存特定飲食提供施設」として、お店の全部又は一部を「喫煙可能」とすることができます。

- (1) 令和2年4月1日時点で営業していた飲食店であること
- (2) 資本金5,000万円以下であること
- (3) 客席面積100m<sup>2</sup>以下であること

詳しくは、窓口までお問い合わせください。

## [お問い合わせ先]

京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口

**電話：075-746-6794**

受付時間：10:00～17:00 (土日祝・年末年始除く)

Email:kyoto-judo@jtb.com

※窓口の運営は京都市から株式会社JTBへ委託して行っております。

京都市印刷物 第024829号

令和3年3月発行 京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課



この印刷物が不要になれば  
「誰がみ」として吉紙回収等へ!